

高津区役所人材育成推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 高津区役所人材育成計画に基づき、高津区役所職員（以下「職員」という。）の人材育成を推進するため、高津区役所人材育成推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 高津区役所における人材育成及び職員の能力開発に関すること。
- (2) その他人材育成の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、高津区役所区長をもって充てる。
- 3 副委員長は、高津区役所副区長をもって充て、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、区役所の部長その他区長が必要と認める職員をもって構成する。

(委員会の招集)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

(関係職員の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(推進部会)

第6条 委員会は、円滑な運営を図るため、推進部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、高津区役所総務課において行う。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。